

令和6年度

# 労働行政のあらまし



礪部堤の桜

富山労働局は、富山県内における唯一の国の総合労働行政機関です。

本冊子は、業務の概要をお知らせするとともに、令和6年度において重点的に取り組むこととしている施策について、取りまとめたものです。

- 第1 令和6年能登半島地震に伴う雇用維持支援 ..... P 1
- 第2 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援  
非正規雇用労働者の処遇改善 ..... P 1
- 第3 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進 ..... P 3
- 第4 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり ..... P 4
- 第5 安全で健康に働くことができる環境づくり ..... P 10



厚生労働省 富山労働局

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/>



## 第1

# 令和6年能登半島地震に伴う雇用維持支援

令和6年能登半島地震（以下「地震」といいます。）による被害が地域経済や雇用に深刻な影響を及ぼす中、被災された事業主及び労働者等のニーズを踏まえ、雇用維持支援に取り組めます。

## 1 地震により被災された事業主及び労働者等に対する支援

地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、雇用調整助成金の特例措置により事業主の雇用維持に向けた取組の支援を行います。

さらに「特別労働相談窓口」等を設置し、事業主及び労働者からの各種助成金の支給申請、労働条件や労災補償などに関する相談のほか、地震により就職活動に影響を受けた、又は採用内定の取消し等にあった学生及び生徒等からの相談に対応します。

## 2 労働条件の確保、雇用の安定を図るための支援

地震被害を端緒とする雇用調整等に関する情報を的確に収集し、解雇等のおそれがある事案を把握した場合には、雇用維持に係る丁寧な働きかけを行います。

## 第2

# 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援、非正規雇用労働者の処遇改善

最低賃金について、富山地方最低賃金審議会ですっかりと議論を行います。あわせて、中小企業等が賃上げしやすい環境整備に一層取り組みます。

また、雇用形態に関わらない公正な待遇（同一労働同一賃金）の確保に向けて、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化等を強力に推し進めていきます。

## 1 最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

最低賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、業務改善助成金により、企業のニーズに応え、賃金引上げを支援します。

また、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供します。

さらに、「働き方改革推進支援センター富山」によるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対し支援を行います。



## 2 最低賃金制度の適切な運営

経済動向及び地域の実情を踏まえつつ、富山地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、最低賃金額の改定等については、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。

【富山県の最低賃金】

件名	時間額	効力発生日
富山県最低賃金 (地域別最低賃金)	948円	R5.10.1
特定(産業別)最低賃金 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造最低賃金	995円	R5.12.20
富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	951円	R5.12.24
富山県百貨店、総合スーパー最低賃金	955円	R5.12.15

## 3 同一労働同一賃金の遵守の徹底

労働基準監督署(以下「監督署」といいます。)による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、パートタイム・有期雇用労働法に基づく効率的な報告徴収又は労働者派遣法に基づく指導監督を行い、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

### ～パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法のポイント～

#### 1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、**正社員と短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者**との間で、基本給や賞与などの**あらゆる待遇について、不合理な待遇差**を設けることが禁止されています。

#### 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができます。事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者から**求めがあった場合は、説明**をしなければなりません。

## 4 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化促進

### (1) 非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化等を行う事業主への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化(多様な正社員を含む。)に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「社会保険適用時処遇改善コース」や拡充した「正社員化コース」をはじめ、各コースの周知、利用勧奨を行います。

### (2) 無期転換ルール of 円滑な運用

令和6年4月に施行された、無期転換申込権が発生する契約更新時における労働基準法に基づく労働条件の明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加する改正省令をはじめとする無期転換ルールの円滑な運用のための制度見直し等について周知啓発を図ります。



## 第3 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

リ・スキリングによる能力向上支援に取り組む企業を支援するため、「人材開発支援助成金」の積極的な周知・活用勧奨に取り組めます。

また、地域の人材ニーズに対応したハロートレーニング（公的職業訓練）の実施により、人材育成の推進や就職支援を一層強化します。

さらに、人手不足問題に対応するため、賃金上昇を伴う労働移動支援や人材不足分野の人材確保支援に取り組めます。

### 1 リ・スキリング及び人材育成の推進

従業員に対して職務に関連した専門的知識及び技能の習得を目的とする訓練を実施した事業主に対する「人材開発支援助成金」の周知・活用促進を図ります。

特に、ITやデジタル分野で即戦力となる人材の育成に活用できる「人への投資促進コース」や、新規事業の立ち上げやデジタル・DX化、グリーン・カーボンニュートラル化を支援する「事業展開等リスキリング支援コース」の積極的な周知・活用勧奨を行います。

また、地域における人材ニーズなどを踏まえた「富山県地域職業訓練実施計画」を策定し、ハロートレーニング（公的職業訓練）の積極的な周知・受講勧奨に努めるとともに、的確な受講あっせんを行います。

### 2 在籍型出向の推進等

賃金上昇を伴う労働者のスキルアップを在籍型出向により行う事業主に対して「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を周知するほか、公益財団法人産業雇用安定センター富山事務所と同行訪問を行い、ワンストップによる在籍出向の支援等を実施します。

### 3 オンラインの活用によるハローワークの利便性向上

求職者・求人者マイページの開設・活用促進により、ハローワークにおけるオンライン職業相談の実施、マイページ機能を活用した求職者への迅速な求人情報の提供など、求職者・求人者のニーズに応じた支援を行います。

また、「job tag（職業情報提供サイト）」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進め、効果的に機能するよう積極的な周知を行います。



### 4 雇用対策協定に基づく雇用対策の推進

富山県及び市町村と締結した雇用対策協定に基づき、賃金の引上げに向けた支援、働きやすい職場づくりの推進、リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進、U I Jターンの促進、多様な人材の活躍促進などについて、具体的な実施計画を策定し、連携して効果的な雇用対策に取り組めます。

## 5 賃金上昇を伴う労働移動の支援

離職を余儀なくされた者の早期再就職を支援する「早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）」について、前職よりも5%以上賃金を上昇させた事業主に助成を行うとともに、再就職援助計画対象者等へのきめ細かな再就職支援や、助成金の周知広報を実施します。

また、中途採用の機会拡大を図る「早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）」について、中高年齢者を一定以上雇い入れ、前職よりも5%以上賃金を上昇させた事業主に助成を行うとともに、当該助成金の周知広報について各地域の商工会議所等と連携して実施します。

## 6 人材不足分野の人材確保支援の推進

特に人手不足が深刻化している分野については、ハローワーク富山及び高岡に設置している「人材確保・就職総合支援コーナー」等を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図ります。

また、求人充足に向けた条件緩和指導、事業所見学会の開催、合同企業説明会・面接会の開催及び潜在求職者の積極的な掘り起こし、SNSやマイページ機能を活用した求職者への迅速なイベント情報等の提供により、重点的なマッチング支援を実施します。

### 第4 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

少子高齢化が急速に進展し、生産年齢人口が減少する中で、希望に応じて男女とも仕事と育児等を両立できる社会を実現するとともに、多様な人材がその能力を最大限生かして働くことができるよう、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備します。

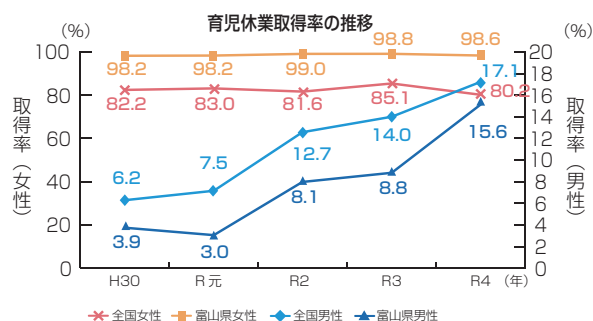
また、女性、高齢者、障害者などの多様な人材が活躍できるよう、個々の状況に応じた就職支援を実施します。

### 1 女性の活躍推進、男性の育児休業取得等の促進

#### (1) 男女とも仕事と育児を両立しやすい

##### 環境の整備に向けた企業の取組支援

- 令和5年4月1日から施行された労働者数1,000人超企業を対象とした男性の育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行確保を図るとともに、「産後パパ育休」をはじめとする育児・介護休業法に基づく両立支援制度について、周知徹底を図ります。



資料出所:【全国】雇用均等基本調査 【富山県】賃金等労働条件実態調査



- ② 「産後パパ育休」のほか、「パパ・ママ育休プラス」や「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度について、あらゆる機会を捉えて周知を行い、制度の活用につなげるとともに、両立支援等助成金の活用を促進し、仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図ります。

### 次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク



令和6年1月末時点の県内認定状況

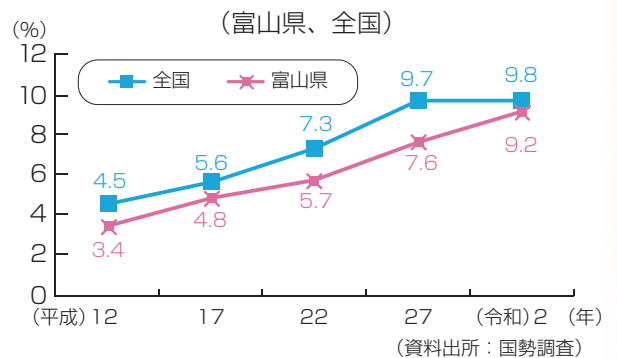
くるみん	58社
プラチナくるみん	4社

- ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」、「プラチナくるみん」等の認定の取得促進に向けた働きかけを行います。

## (2) 女性活躍促進のための支援

- ① 令和4年7月から労働者数301人以上の事業主に義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について、履行確保を図り、差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及び一層の女性の活躍推進に向けた取組を促します。

### 管理的職業従事者に占める女性の割合の推移



- ② 女性活躍推進法に基づく認定マーク（「えるぼし」及び「プラチナえるぼし」）の周知広報を行い、女性の管理職登用など、多くの企業が認定を目指した取組を行うよう促します。

### 女性活躍推進法に基づく認定マーク



令和6年1月末時点の県内認定状況

えるぼし (3段階)	20社
えるぼし (2段階)	1社

- ③ 女性が能力発揮できるような職場環境整備の気運を醸成するため、女性が活躍している企業の取組事例等を活用し、企業の自主的な取組を促します。

## (3) マザーズハローワーク等における子育て中の女性等に対する就職支援

- ① ハローワーク富山及び高岡に設置している「マザーズコーナー」において、担当者制によるきめ細かな個別支援を実施するとともに、地域の子育て支援拠点及び関係機関と密接に連携してアウトリーチ型の支援やオンラインでの就職支援サービスを実施します。



### ★マザーズコーナーキッズスペース★

お子様を遊ばせながら、ゆっくりと職業相談や求人検索ができます。

- ② 女性就業支援センター（マザーズジョブとやま）と連携して、働く意欲のある潜在求職者の掘り起しや仕事と家庭の両立ができる求人の確保に積極的に取り組むとともに、マッチング支援を実施します。

#### (4) 不妊治療と仕事の両立支援

- ① 不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知及び認定促進を図るとともに、不妊治療のために利用できる特別休暇制度の導入等に取り組む事業主を支援するため、両立支援等助成金の活用促進を図ります。
- ② 富山県女性健康相談センター・不妊専門相談センター及び富山県医師会と連携し、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備の推進のための周知啓発や相談支援を行います。

## 2 高年齢者の就労・社会参加の促進

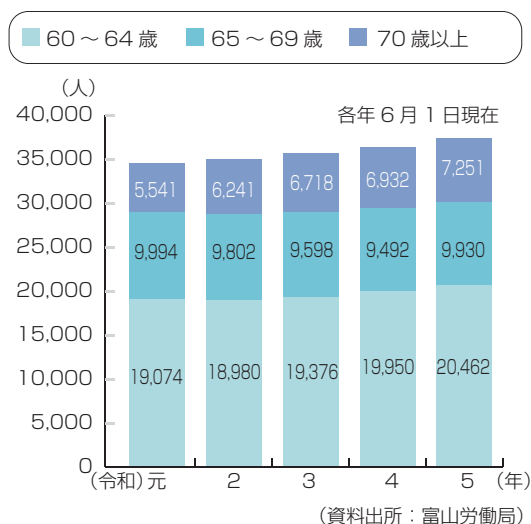
### (1) 70歳までの就業機会確保に向けた環境整備

- ① 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、令和3年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法を周知し、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図るほか、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行います。
- ② 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構富山支部と連携して事業所訪問を行い、高年齢者の継続雇用延長等に関する相談・援助サービスを提案するとともに「65歳超雇用推進助成金」、「高年齢労働者処遇改善促進助成金」の周知・活用により、環境整備を促進します。

### (2) 高年齢者の就職支援の推進

- ① ハローワーク富山、高岡及び魚津に設置している「生涯現役支援窓口」を中心に、高年齢者が応募可能な求人の開拓や高年齢求職者の就労経験やニーズなどを踏まえた再就職支援を行います。
- ② 富山県と一体的に実施している「とやまシニア専門人材バンク」において、専門的知識・技術等を有する高年齢者の就職支援と県内中小企業における人材の確保を推進するとともに、富山県と連携して出張相談会、就職支援セミナーを実施し、登録者の拡大などに取り組みます。

60歳以上の常用労働者数の推移  
(31人以上規模企業の状況)



### (3) 地域における多様な就業機会の確保

- ① 「とやまシニア専門人材バンク」と連携し、高年齢者が活躍できる環境づくりと多様な雇用・就業ニーズに応じた支援に取り組みます。



- ② シルバー人材センターが高年齢者の多様な就業・社会参加の受け皿として十分機能するよう、地方公共団体と連携し、シルバー人材センターにおける就業機会拡大・会員拡大などの取組を支援します。

### 3 障害者の就労促進

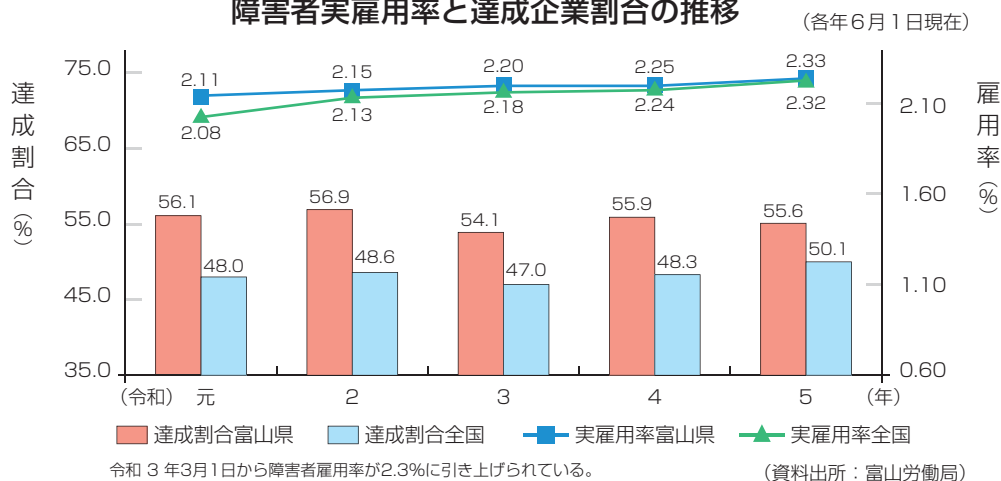
#### (1) 障害者の雇入れ、定着等の支援

- ① 法定雇用率未達成企業に対しては、事業所個別訪問を通じて、各種助成金の周知・提案や職場の体制・環境整備、職場定着に係る助言・支援を行うことにより、障害者雇用に対する理解促進、人材マッチングなどに取り組みます。
- ② 法定雇用率未達成の公的機関に対しては、速やかに法定雇用率を達成するために必要な支援を実施するとともに、各機関の要望に応じて、関係機関と連携したチーム支援により雇用の促進を図ります。
- ③ 法定雇用率が令和6年4月から2.5%（公的機関は2.8%）、令和8年7月から2.7%（3.0%）と段階的に引き上げられること、特定短時間労働者（所定労働時間が週10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者）が実雇用率の算定に含まれることについて、民間企業、公的機関に対して引き続き周知を行います。

#### (2) 精神障害、発達障害、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

- ① 精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークの専門担当者を中心に多様な障害特性に対応した就労支援を行います。
- ② 精神障害者に対する就労支援を推進するため、就労パスポートの普及促進を図るとともに、精神医療機関とハローワークとの連携による支援などを行います。
- ③ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座等を実施し、職場における精神障害者・発達障害者を支援する環境づくりを推進します。

障害者実雇用率と達成企業割合の推移





## 4 外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進

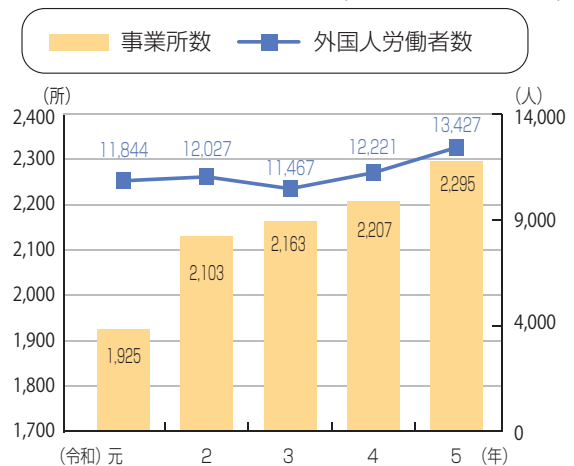
### (1) 外国人求職者に対する就職支援

ハローワーク高岡に設置している「外国人雇用サービスコーナー」に通訳員を配置するとともに、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施します。

### (2) 外国人労働者の適正な雇用管理の推進

外国人雇用事業所への訪問を計画的に行い、雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助を行うとともに、雇用維持のための相談・支援を積極的に実施します。

外国人雇用事業所数・外国人労働者数の推移  
(富山県)  
(各年10月1日時点)



(資料出所：富山労働局)

### (3) 外国人労働者への相談対応

- ① 外国人労働者からの職業相談に対して、各ハローワークの相談窓口において適切に対応します。
- ② 労働条件や労災補償などに関する相談に対しては、引き続き、労働局・監督署の通訳員や多国語対応電話などを活用して適切に対応します。

## 5 就職氷河期世代・正社員就職を希望する若者、新規学卒者等の支援

### (1) 就職氷河期世代・正社員就職を希望する若者の支援

- ① 就職氷河期世代及び正社員就職を希望する若者に対して、「富山わかものハローワーク」に設置している「ミドル世代就職応援コーナー」を中心に、就職の準備段階から職場定着までの一貫したチーム制による伴走型支援を実施します。

- ② 「地域若者サポートステーション」などの関係機関と連携し、職業的自立や就職に係る支援を実施します。

### ミドル世代 就職応援コーナー

就職氷河期世代の方の支援窓口です

安定した雇用を目指す『就職氷河期世代(年齢が35歳~56歳)の方』で次のいずれかの要件にあてはまる方がご利用いただけます。

**対象要件**

- 概ね直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の方
- 臨時や短期など、不安定就労の期間が長い方
- 非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短い方

※ 現在、正社員として就労中の方は除きます

**支援内容**

- 担当者制によるきめ細かな相談
- 応募書類の作成サポート、面接トレーニング
- 職業訓練の情報提供、あっせん
- 就職氷河期限定(歓迎) 求人の情報提供
- 就職準備のための各種セミナーや会社説明・面接会の案内
- 就職氷河期世代を対象にした職場実習・体験 など

相談をご希望の方は一度お電話ください

## (2) 新規学卒者等の支援

- ① 新規学卒者及び卒業後3年以内の者を対象に、新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援に加え、就職活動開始前の学生に対し、職業情報の提供などを実施します。
- ② 新規学卒者等が適切に職業選択を行い、正社員として活躍できる環境を整備するため、新規学卒者等の募集を行う企業に対し、より多くの職場情報を提供するように促すとともに、雇用管理の優良な中小企業に対しては「ユースエール認定」の取得勸奨を積極的に行います。

「ユースエール」：若者雇用促進法に基づく認定マーク



若者の採用・育成に積極的で雇用管理が優良な中小企業を認定します。認定を受けた事業主は、認定マークを広告、商品などに使用することにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等が期待できます。

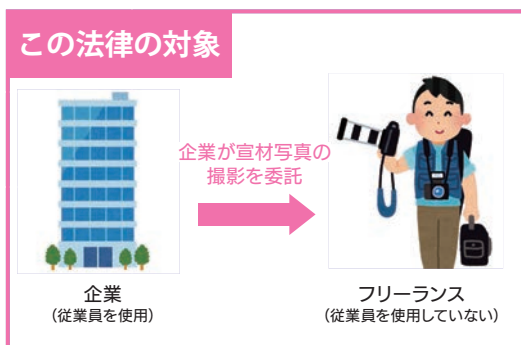
令和6年1月末現在の県内の認定状況21社

## 6 フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知啓発

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けて、フリーランスやフリーランスに業務を委託する事業主（以下「発注事業者」といいます。）等に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容について周知啓発を行うとともに、発注事業者等との契約等のトラブルについての相談があった際には、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

さらに、発注事業者等に法の履行確保を図るほか、その労働実態から労働基準法等の労働者に該当し、法違反が認められると判断した場合には、監督署において監督指導を行います。

(例) フリーランスとして働くカメラマンの場合



## 7 多様な働き方、働き方・休み方改革

### (1) 「多様な正社員」制度に係る導入支援

多様な正社員（勤務時間限定正社員、勤務地限定正社員、職務限定正社員）制度について、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等に際し、事例の提供等による周知を行います。

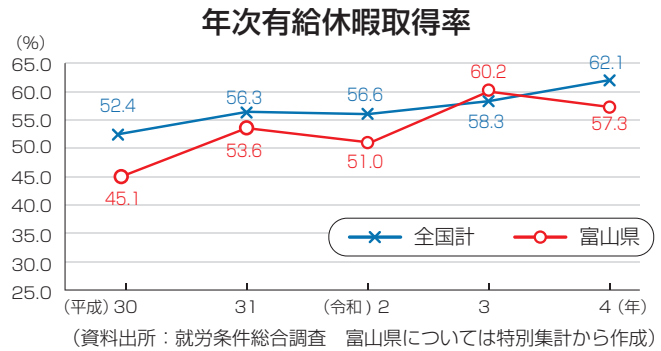
### (2) 勤務間インターバル制度導入促進のための支援

働き方改革推進支援助成金を活用して時間外労働の削減等に取り組む中小企業等への勤務間インターバル制度の導入促進を図ります。



### (3) 年次有給休暇の取得促進に向けた働き方等の見直し及び選択的週休3日制の普及促進のための支援

年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇について、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や、連続休暇が取得しやすい時季に集中的な周知広報を行います。



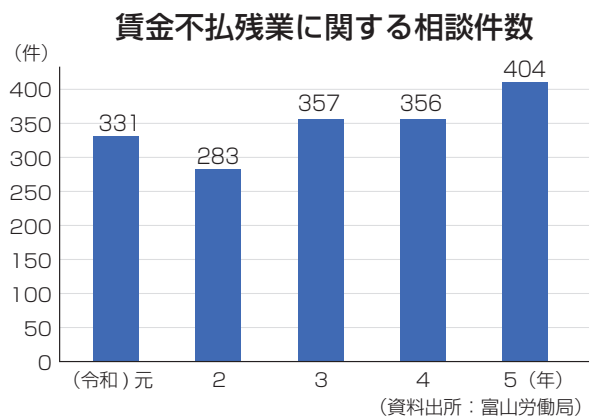
## 第5 安全で健康に働くことができる環境づくり

全ての労働者が安全で健康に働くことができるよう、労働基準関係法令の履行確保を図るとともに、第14次労働災害防止計画（以下「14次防」といいます。）を踏まえた労働災害防止対策及び健康確保対策を推進します。

### 1 労働条件の確保・改善対策

#### (1) 法定労働条件の確保等

- ① 事業場に対し監督指導を実施し、法令違反が確認された場合は確実に是正させるとともに、重大・悪質な事案については司法処分も含め厳正に対処することにより、法定労働条件の履行確保を図ります。
- ② 令和6年4月に施行された、労働基準法に基づく労働条件の明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する改正省令をはじめとする、労働契約関係の明確化のための制度見直し等について周知啓発を図ります。
- ③ 大量整理解雇等に関する情報収集に努め、解雇や休業手当等に関する適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施します。



#### 監督指導の実施状況

定期監督等実施事業場数	違反事業場数	違反率
2,349	1,339	57.0%

(令和5年)

#### 主な違反事項

- ① 使用機械に関する安全基準の措置義務違反（安衛法第20条ほか）
- ② 違法な労働時間（労基法第32条）
- ③ 割増賃金の不払（労基法第37条）等

(資料出所：富山労働局)

#### (2) 「労災かくし」の排除

「労災かくし」の排除を期すため、その防止に向けた周知啓発を図るとともに、各種情報により事案を把握した場合はその調査を行い、「労災かくし」が明らかになった場合は、司法処分を含め厳正に対処します。

### (3) 個別労働関係紛争の解決の促進

労働条件等あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応する総合労働相談コーナーにおいて、事案に応じた的確な相談対応及び適正かつ迅速な助言・指導を実施します。

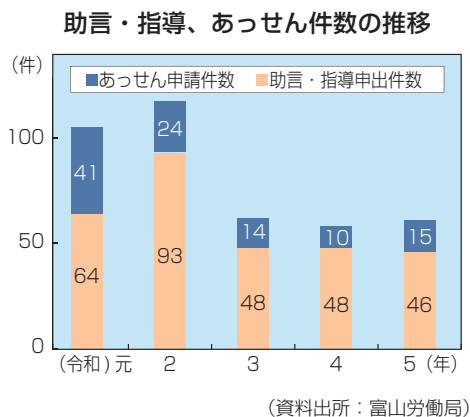
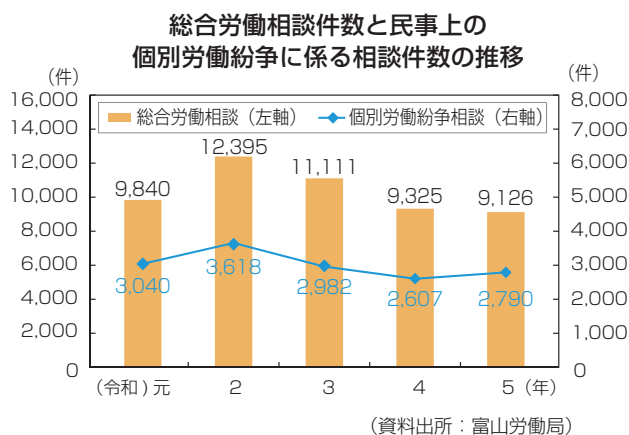
あっせんについては積極的に参加奨励し、紛争の円満な解決を図ります。

#### 「労働局長による助言・指導」とは

労働局長が、紛争当事者に対し、労働紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争の自主的な解決を促進する制度です。

#### 「紛争調整委員会によるあっせん」とは

紛争調整委員会委員（弁護士、社会保険労務士等）があっせん委員として紛争当事者の間に入り、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。



## 2 長時間労働の抑制

### (1) 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

各種情報から時間外・休日労働が月80時間を超えていると考えられる事業場及び過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して確実に監督指導を実施します。

### (2) 生産性を高めながら労働時間の短縮に取り組む事業者等の支援

- ① 監督署の「労働時間相談・支援班」による説明会や中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知や適切な労務管理に向けた支援を行います。
- ② 「働き方改革推進支援センター富山」において、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施など、きめ細かな支援を行います。
- ③ 働き方改革推進支援助成金の活用を促進し、支援を行います。
- ④ 令和6年度より時間外・休日労働の上限規制が適用される自動車運転業務について、監督署及び労働局において、発着荷主等に対して長時間の恒常的な荷待ちの改善の見直しを要請する等の働きかけを行います。



### (3) 長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」を防止するため、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に集中的な周知啓発を行うほか、関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努めます。

#### 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和4年度）

	全 国	富 山 県
監督指導実施事業場	33,218事業場	496事業場
違法な時間外労働があったもの	14,147 (42.6%)	194 (39.1%)
うち、時間外・休日労働時間数が月80時間超	5,247 (37.1%)	66 (34.0%)
過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	8,852 (26.6%)	127 (25.6%)

(資料出所：富山労働局)

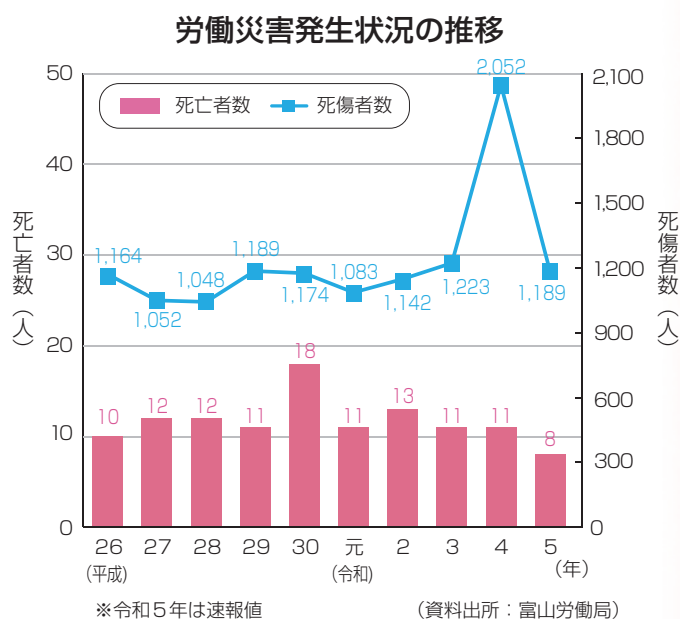
## 3 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

### (1) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ① 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むため、安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について周知啓発を行います。
- ② 安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることも、積極的に周知啓発を行います。

### (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

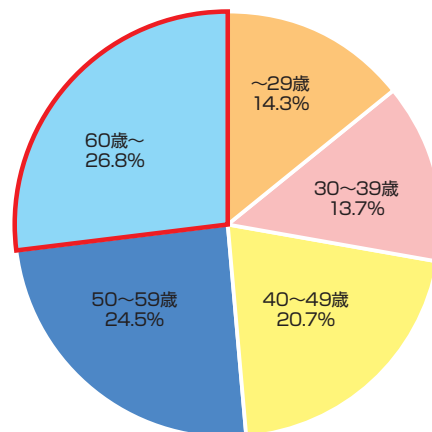
労働者の作業行動を起因とする労働災害（転倒、腰痛等）防止のため、管内の小売業及び介護施設のリーディングカンパニー等を構成員とする協議会の設置・運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の安全衛生に対する気運の醸成を図ります。



### (3) 高齢労働者等の労働災害及び業種別の労働災害防止対策

- ① 高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高齢労働者の労働災害防止対策等を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図ります。
- ② 業種別に陸上貨物運送事業については貨物自動車における荷役作業での労働災害、建設業については墜落・転落災害、製造業については機械災害の防止対策を推進します。

被災者の年齢割合  
(平成31年～令和5年計)

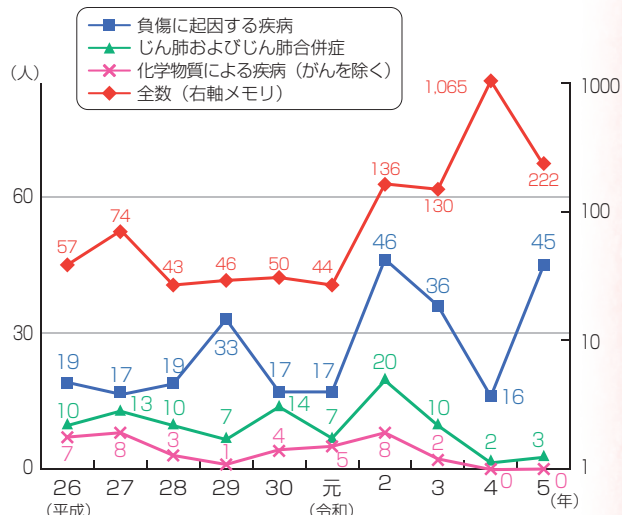


(資料出所：富山労働局)

### (4) 労働者の健康確保対策及び化学物質等による健康障害防止対策

- ① 長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策について、引き続き指導等を行います。
- ② 新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、引き続き周知を図るとともに、SDS（Safety Data Sheet（安全データシート））等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づくばく露低減措置が適切に実施されるよう丁寧な指導を行います。

業務上疾病発生状況の推移



※令和5年は速報値

(資料出所：富山労働局)

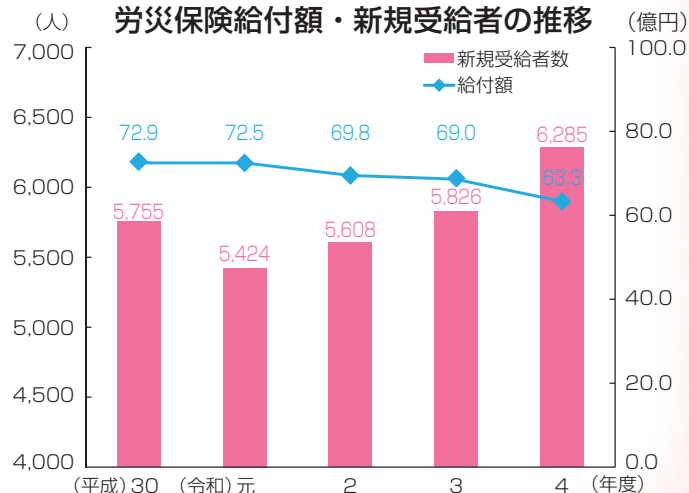
## 4 労災保険給付の迅速・適正な処理

被災労働者等からの労災保険給付の請求に対し、迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理を徹底するとともに、適正な認定に万全を期します。

また、過労死等事案等の複雑困難事案は、認定基準に基づく的確な労災認定を徹底します。

さらに、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に感染した事案については、その罹患後症状も含め、的確に労災保険給付を行います。

労災保険給付額・新規受給者の推移



(資料出所：厚生労働省)



近年の過労死等事案に係る労災支給決定件数 【単位：件】

	脳・心臓疾患	精神障害	計
平成30年度	2	3	5
令和元年度	3	8	11
令和2年度	4	5	9
令和3年度	2	4	6
令和4年度	1	5	6

(資料出所：富山労働局)

近年の石綿関連疾患事案に係る労災等支給決定件数 【単位：件】

	労災保険法	石綿救済法	計
平成30年度	18	0	18
令和元年度	14	0	14
令和2年度	13	1	14
令和3年度	11	0	11
令和4年度	4	0	4

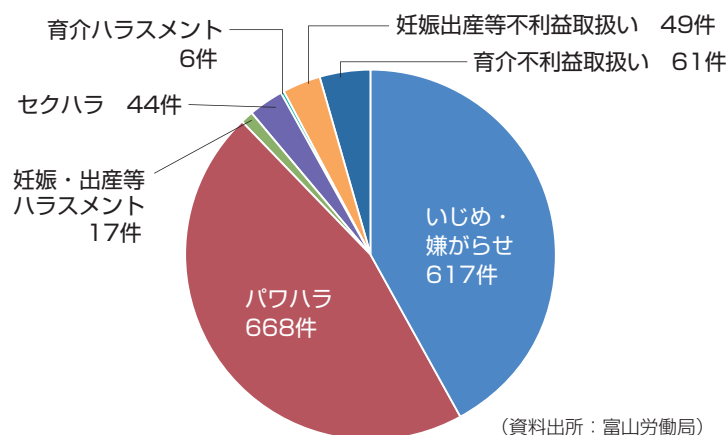
(資料出所：富山労働局)

## 5 総合的なハラスメント防止対策の推進

### (1) 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育休等に関するハラスメントなど職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し、報告の請求及び報告の徴収による指導を実施し、法の履行確保を図ります。

職場におけるハラスメント関連相談（令和5年）



(資料出所：富山労働局)

### (2) 就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進

- ① 事業主に対し、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図ります。
- ② 学生等に対しては、一人で悩むことがないよう支援しつつ、学生等からの相談等により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を求めます。

### (3) 職場におけるハラスメントへの周知啓発及びカスタマーハラスメント対策の推進

- ① 職場におけるハラスメント撲滅に向け、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心として、事業主等への周知啓発を実施します。
- ② いわゆるカスタマーハラスメントの防止対策の推進のため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、事業主の取組を促します。

# 富山労働局 〒930-8509 富山市神通本町1-5-5<富山労働総合庁舎>

## 総務部 (各課室ダイヤルイン)

- 総務課 ..... TEL 076-432-2727 FAX 076-432-6471
- 労働保険徴収室 ..... TEL 076-432-2714 FAX 076-432-9145
- 雇用環境・均等室 ..... TEL 076-432-2740 FAX 076-432-3959
- 富山労働局総合労働相談コーナー ..... TEL 076-432-2740

## 労働基準部 (各課室ダイヤルイン) FAX 076-432-6089 (労働基準部全課室共通)

- 監督課 ..... TEL 076-432-2730
- 健康安全課 ..... TEL 076-432-2731
- 賃金室 ..... TEL 076-432-2735
- 労災補償課 ..... TEL 076-432-2739

## 職業安定部 (各課室ダイヤルイン) FAX 076-432-3801 (職業安定部全課室共通)

- 職業安定課 ..... TEL 076-432-2782
- 需給調整事業室 ..... TEL 076-432-2718
- 職業対策課 ..... TEL 076-432-2793
- 訓練課 ..... TEL 076-415-0242
- 助成金センター ..... TEL 076-432-9162、9172
- 雇用保険電子申請センター ..... TEL 076-432-9180

## 労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)

名称	郵便番号・所在地	電話番号・FAX番号	管轄区域
富山労働基準監督署 富山総合労働相談コーナー	〒930-0008 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎2階	TEL 076-432-9537 FAX 076-432-9539	富山市
高岡労働基準監督署 高岡総合労働相談コーナー	〒933-0046 高岡市中川本町10-21 高岡法務合同庁舎2階	TEL 0766-23-6481 FAX 0766-23-6438	高岡市、氷見市、 射水市
魚津労働基準監督署 魚津総合労働相談コーナー	〒937-0801 魚津市新金屋1-12-31 魚津合同庁舎4階	TEL 0765-22-0579 FAX 0765-22-1668	魚津市、黒部市、 滑川市、中新川郡、 下新川郡
砺波労働基準監督署 砺波総合労働相談コーナー	〒939-1367 砺波市広上町5-3	TEL 0763-32-3323 FAX 0763-32-3335	砺波市、小矢部市、 南砺市
富山公共職業安定所	〒930-0857 富山市奥田新町45	TEL 076-431-8609 FAX 076-443-1552	富山市
高岡公共職業安定所	〒933-0902 高岡市向野町3-43-4	TEL 0766-21-1515 FAX 0766-26-0612	高岡市、射水市
魚津公共職業安定所	〒937-0801 魚津市新金屋1-12-31 魚津合同庁舎1階	TEL 0765-24-0365 FAX 0765-24-6100	魚津市、黒部市、 下新川郡
砺波公共職業安定所	〒939-1363 砺波市太郎丸1-2-5	TEL 0763-32-2914 FAX 0763-33-1401	砺波市、小矢部市、 南砺市
砺波公共職業安定所 小矢部出張所	〒932-8508 小矢部市綾子5185	TEL 0766-67-0310 FAX 0766-67-3476	小矢部市
滑川公共職業安定所	〒936-0024 滑川市辰野11-6	TEL 076-475-0324 FAX 076-475-9097	滑川市、中新川郡
氷見公共職業安定所	〒935-0023 氷見市朝日丘9-17	TEL 0766-74-0445 FAX 0766-74-0031	氷見市

## 公共職業安定所等の付属機関

名称	郵便番号・所在地	電話番号・FAX番号	業務内容
富山わかものハローワーク	〒930-0805 富山市湊入船町9-1 とやま自遊館2階	TEL 076-433-1661 FAX 076-433-1670	概ね45歳未満の方の 職業に関する相談と職業 紹介
富山新卒応援ハローワーク	〒930-0805 富山市湊入船町6-7 サンフォルテ2階	TEL 076-444-8305 FAX 076-444-8321	新規学校卒業予定者及 び卒業後3年以内の方の 職業に関する相談と職業 紹介、富山安定所管内事 業所の学卒求人の受理
ハローワーク富山 マザーズコーナー	〒930-0805 富山市湊入船町6-7 サンフォルテ2階	TEL 076-461-8617 FAX 076-461-8647	子育てをしながら、就職 を希望する方の職業に 関する相談と職業紹介
射水市地域職業相談室	〒934-0048 射水市布目1 射水市役所布目庁舎別館1階	TEL 0766-82-1911 FAX 0766-82-1912	県内安定所公開求人 のパソコンによる情報提 供や職業に関する相談 と職業紹介